

第6章 良好な景観形成のための行為の制限

景観計画に基づく届出対象行為は、法第16条第1項の規定に基づき次のとおりとする。

1 届出対象行為

(1) 町全域（景観重点区域を除く）における届出対象行為

対象	基準
建築物	・延べ床面積100㎡以上の建築物の新築、増築、改築、色彩変更 ・高さ10m以上の建築物の新築、増築、改築
工作物	・地盤面から上端までの高さが10m以上の工作物の設置
開発行為等	・面積500㎡以上の土地区画形質の変更 ・面積500㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・面積1000㎡以上の屋外における物品の集積及び貯蔵
屋外広告物※	・屋外広告物条例の規定による許可を要するもの

(2) 景観重点区域における届出対象行為

対象	基準
建築物	・延べ床面積10㎡以上の建築物の新築、増築、改築 ・延べ床面積20㎡以上の建築物の色彩変更
工作物	・地盤面から上端までの高さが2m以上の工作物の設置
開発行為等	・面積200㎡以上の土地区画形質の変更 ・面積200㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・面積100㎡以上又は高さ1.5mの屋外における物品の集積及び貯蔵
屋外広告物※	・屋外広告物条例の規定による許可を要するもの

なお、工作物とは、煙突、排気塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑、鉄柱、観覧車、コースター、コンクリートプラント、アスファルトプラント、石油・ガス等貯蔵処理施設、汚水処理施設、ゴミ処理施設、塀、柵、保管庫及びこれらに類する施設とする。

※屋外広告物の設置申請は、「内子町屋外広告物条例」が適用される。

2 行為の制限の基準

景観計画に基づく行為の制限の基準は、次のとおりとする。ただし、町長が景観まちづくり評価員の意見を聴いたうえで認めるものについては、この限りではない。

(1) 景観計画区域の行為の制限

(ア) 基本的事項

事項	基準
共通事項	・「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項」の景観タイプ別景観形成方針の内容に沿ったものとするよう努める。

(イ) 建築物

事項	基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮する。 ・周辺の景観や街並みや建築デザインとの調和に配慮する。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 ・周辺建築物の屋根が入母屋や切妻などである地区では、これらの屋根の形態との調和を図るため、また、周辺に山稜または樹林地がある地区にあつては山稜または樹木の形態との調和を図るため、原則として、勾配屋根を設ける。 ・屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。これにより難しい場合は、目隠し措置など修景措置を講じる。 ・屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とする。 ・屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減する。 ・外見できる壁面などの意匠の釣合いに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし周辺景観との調和を図る。 ・建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮する。 ・周辺景観と対比する色相を使用する場合は、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮する。 ・屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和を図る。
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため敷地境界線から極力後退する。 ・建築物の壁の位置（壁面線）を整えることにより適正な道路空間を確保する。 ・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣合いよく配置する。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用する。 ・のどかな自然地または集落地にあつては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用を避ける。

(ウ) 工作物

基 準	
・ 建築物の事項及び基準に準じるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図る。	
・ 道路から見える場所に設置する擁壁（粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、石などの自然素材を使用する又は前面に植栽することなどにより構造体の過半を直接露出させない処理を行う。やむを得ない場合は、化粧型枠等により仕上げを施す。	
色 彩	外観の色彩の制限は、景観形成の方針に沿って周辺の景観との調和に配慮することを基本とし、高明度・高彩度のものは使用しないこととする。

(エ) 屋外における物品の集積又は貯蔵

事項	基 準
集積又は貯蔵の方法	・ 集積又は貯蔵は、できる限り、主要な展望地から見えないよう配慮する。 ・ 適切な集積又は貯蔵に努める。
遮へい	・ 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路などの公共用地からできる限り見えにくい位置とする。
高 さ	・ 物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに整然かつ威圧感のないように積み上げるように努める。

(オ) 鉱物の掘採又は土石等の採取

基 準	
屋外における物品の集積又は貯蔵の遮へいの項の基準に準じるものとする。	

(カ) 土地の区画形質の変更

事項	基 準
変更後の形状	屋外における物品の集積又は貯蔵の方法の項の基準に準じるものとする。
その他	行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。

(キ) 屋外広告物（屋外広告物条例の許可要件）

事項	基 準
位置・形状	・ 農村景観の眺望を損なわないものとする。 ・ 原則として周辺の屋根の高さを超えないものとし、屋上には設置できないものとする。
色 彩	・ 建物との調和を図り地色に彩度の高い色は用いないものとする。 ・ 下地や文字に反射材を使用しないものとする。
意 匠	・ 基調となる周辺の景観との調和を図るものとする。 ・ 表示内容は、原則として店名、名称、商号に限るものとする。 ただし、案内を目的とするものは除く。
大きさ	・ 野立公告は、片面 3 m ² 以内かつ両面 6 m ² 以内とする。
材 料	・ 耐久性に優れ、退色、剥離等の生じないものとする。 ・ 原則として反射素材は使用しないものとする。
その他	・ 野立て看板は、原則として照明を設置することは禁止する。 ただし、案内表示などやむを得ず広告物等に照明を設置する場合は、点滅を伴わないものとする。

(注意) ① 屋外広告物についてはこの計画に定めるもののほか、「内子町屋外広告物条例」の規定によるものとする。

② 大きさは野立て看板の基準を定める。但し、屋外広告物条例の禁止区域は、別途条例で定める基準とする。

(2) 景観計画重点区域の行為の制限

① 駅前・国道56号都市景観形成地区

(ア) 基本的事項

事項	基準
共通事項	・「第3章 景観計画重点区域に関する事項」の当該地区の景観形成方針の内容に沿ったものとするよう努める。

(イ) 建築物並びに工作物

事項	基準																																			
色彩 形態意匠	<p>・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。</p> <p>・ マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。(工作物を除き、建築物の外壁となる色彩について適用するものとする。)</p> <p>○基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄色) 系</td> <td rowspan="3">2 以上 9 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤) 系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤) 系</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>RP (赤紫) 系 P (紫) 系 PB (紫青) 系</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>B (青) 系</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td rowspan="2">3 以下</td> </tr> <tr> <td>BG (青緑) 系</td> <td>2 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>G (緑) 系</td> <td>8</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">GY (黄緑) 系</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5～10YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 周囲に圧迫感を与えない形態にするよう配慮する。</p> <p>・ 周囲の景観や町並・建築デザインとの調和に配慮する。</p> <p>・ 当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。</p> <p>・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。</p>	色相	明度	彩度	Y (黄色) 系	2 以上 9 以下	6 以下	YR (黄赤) 系	4 以下	R (赤) 系	2 以下	RP (赤紫) 系 P (紫) 系 PB (紫青) 系	2 以上 3 以下	3 以下	B (青) 系	2 以上 6 以下	3 以下	BG (青緑) 系	2 以上 7 以下	G (緑) 系	8	2 以下	GY (黄緑) 系	2 以上 8 以下	4 以下	9	3 以下	色相	明度	彩度	10R	2 以上 3 以下	3 以下	5～10YR	2 以上 6 以下	4 以下
色相	明度	彩度																																		
Y (黄色) 系	2 以上 9 以下	6 以下																																		
YR (黄赤) 系		4 以下																																		
R (赤) 系		2 以下																																		
RP (赤紫) 系 P (紫) 系 PB (紫青) 系	2 以上 3 以下	3 以下																																		
B (青) 系	2 以上 6 以下	3 以下																																		
BG (青緑) 系	2 以上 7 以下																																			
G (緑) 系	8	2 以下																																		
GY (黄緑) 系	2 以上 8 以下	4 以下																																		
	9	3 以下																																		
色相	明度	彩度																																		
10R	2 以上 3 以下	3 以下																																		
5～10YR	2 以上 6 以下	4 以下																																		

(注意) ・マンセル値で規定されている色彩については、アクセント色や素材本来の色を活かしたものについては対象外とする。

- ・無彩色 (N) については、明度2以上9以下とする。
- ・色彩についてガイドラインを作成する。

(ウ) 屋外広告物

事項	基準
色 彩	<ul style="list-style-type: none">・地色を含め色彩は3色以内とする。・野立広告のポール等の色を統一する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする。・回転灯は使用しない。
大きさ	<ul style="list-style-type: none">・やむおえず設置する屋上広告及び突出広告は、堅固な構築物に掲示する場合を除き20㎡以内とする。・野立広告は片面3㎡以内かつ両面6㎡以内とする。・壁面広告は1面15㎡以内とし、壁面面積の10分の3以内とする。・屋上広告は建築物の高さの3分の2以下とする。
位 置	<ul style="list-style-type: none">・原則として屋上には設置しない。
高 さ	<ul style="list-style-type: none">・壁面広告は地上から上端までの高さを8m以下とする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・原則として電柱広告は掲示、掲出しない。・店名表示を基本とし、メーカー等の商品広告の表示を控える。・原則としてのぼり旗広告等は掲示、掲出しない。・やむおえず設置する屋上広告は、原則として建築物1棟につき1個までとする。・原則として壁面広告は建築物1棟につき1個までとする。・野立広告は敷地内に1個までとする。・原則として自家広告以外の野立広告は設置しない。・案内用の野立広告は単独で設置しない。

(注意) 屋外広告物についてはこの計画に定めるもののほか、屋外広告物条例の規定によるものとする。

他の施設は、(1) 景観計画区域の行為の制限を準用する。

②文化交流拠点景観形成地区

(ア) 基本的事項

事項	基準
共通事項	・「第3章 景観計画重点区域に関する事項」の当該地区の景観形成方針の内容に沿ったものとするよう努める。

(イ) 建築物

事項	基準																																									
色 彩	<p>・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。</p> <p>○基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄色) 系</td> <td rowspan="3">2 以上 9 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤) 系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤) 系</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>R P (赤紫) 系 P (紫) 系 P B (紫青) 系</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>B (青) 系</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td rowspan="2">3 以下</td> </tr> <tr> <td>B G (青緑) 系</td> <td>2 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>G (緑) 系</td> <td>8</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">G Y (黄緑) 系</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 0 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 1 0 Y R</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。</p> <p>○基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 ~ 1 0 R</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	Y (黄色) 系	2 以上 9 以下	6 以下	Y R (黄赤) 系	4 以下	R (赤) 系	2 以下	R P (赤紫) 系 P (紫) 系 P B (紫青) 系	2 以上 3 以下	3 以下	B (青) 系	2 以上 6 以下	3 以下	B G (青緑) 系	2 以上 7 以下	G (緑) 系	8	2 以下	G Y (黄緑) 系	2 以上 8 以下	4 以下	9	3 以下	色 相	明 度	彩 度	1 0 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 1 0 Y R	2 以上 6 以下	4 以下	色 相	明 度	彩 度	5 ~ 1 0 R	2 以上 6 以下	2 以下
色 相	明 度	彩 度																																								
Y (黄色) 系	2 以上 9 以下	6 以下																																								
Y R (黄赤) 系		4 以下																																								
R (赤) 系		2 以下																																								
R P (赤紫) 系 P (紫) 系 P B (紫青) 系	2 以上 3 以下	3 以下																																								
B (青) 系	2 以上 6 以下	3 以下																																								
B G (青緑) 系	2 以上 7 以下																																									
G (緑) 系	8	2 以下																																								
G Y (黄緑) 系	2 以上 8 以下	4 以下																																								
	9	3 以下																																								
色 相	明 度	彩 度																																								
1 0 R	2 以上 3 以下	3 以下																																								
5 ~ 1 0 Y R	2 以上 6 以下	4 以下																																								
色 相	明 度	彩 度																																								
5 ~ 1 0 R	2 以上 6 以下	2 以下																																								
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。 																																									
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さの最高限度の基準を13mとする。 ・商業地域においては高さの最高限度の基準を16mとする。 																																									

(注意)・マンセル値で規定されている色彩については、建築物外壁の基調となる色彩について適用するものとし、アクセント色や素材本来の色を活かしたものについては対象外とする。

- ・無彩色（N）については、明度2以上9以下とする。
- ・色彩についてガイドラインを作成する。

(ウ) 工作物

事項	基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の高さの最高限度の基準を13mとする。 ・商業地域においては工作物の高さの最高限度の基準を16mとする。

(エ) 屋外広告物

事項	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色に原色を使用しない。 ・文字色は2色以内とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として木製とする。
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1面3㎡以内とし、かつ壁面広告の場合は壁面面積の10分の2以内とする。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上には設置しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。

(注意) 屋外広告物についてはこの計画に定めるもののほか、屋外広告物条例の規定によるものとする。

他の施設は、(1) 景観計画区域の行為の制限を準用する。

③大瀬成留屋景観形成地区

(ア) 基本的事項

事項	基準
共通事項	・「第3章 景観計画重点区域に関する事項」の当該地区の景観形成方針の内容に沿ったものとするよう努める。

(イ) 建築物

事項	基準																																									
色彩	<p>・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。</p> <p>○基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄色) 系</td> <td rowspan="3">2 以上 9 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤) 系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤) 系</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>RP (赤紫) 系 P (紫) 系 PB (紫青) 系</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>B (青) 系</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td rowspan="2">3 以下</td> </tr> <tr> <td>BG (青緑) 系</td> <td>2 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>G (緑) 系</td> <td>8</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">GY (黄緑) 系</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5～10YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。</p> <p>○基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～10R</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	Y (黄色) 系	2 以上 9 以下	6 以下	YR (黄赤) 系	4 以下	R (赤) 系	2 以下	RP (赤紫) 系 P (紫) 系 PB (紫青) 系	2 以上 3 以下	3 以下	B (青) 系	2 以上 6 以下	3 以下	BG (青緑) 系	2 以上 7 以下	G (緑) 系	8	2 以下	GY (黄緑) 系	2 以上 8 以下	4 以下	9	3 以下	色相	明度	彩度	10R	2 以上 3 以下	3 以下	5～10YR	2 以上 6 以下	4 以下	色相	明度	彩度	5～10R	2 以上 6 以下	2 以下
色相	明度	彩度																																								
Y (黄色) 系	2 以上 9 以下	6 以下																																								
YR (黄赤) 系		4 以下																																								
R (赤) 系		2 以下																																								
RP (赤紫) 系 P (紫) 系 PB (紫青) 系	2 以上 3 以下	3 以下																																								
B (青) 系	2 以上 6 以下	3 以下																																								
BG (青緑) 系	2 以上 7 以下																																									
G (緑) 系	8	2 以下																																								
GY (黄緑) 系	2 以上 8 以下	4 以下																																								
	9	3 以下																																								
色相	明度	彩度																																								
10R	2 以上 3 以下	3 以下																																								
5～10YR	2 以上 6 以下	4 以下																																								
色相	明度	彩度																																								
5～10R	2 以上 6 以下	2 以下																																								
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。 																																									
高さ	・建築物の高さの最高限度は3階建までの高さとする																																									

- (注意) ・マンセル値で規定されている色彩については、建築物外壁の基調となる色彩について適用するものとし、アクセント色や素材本来の色を活かしたものについては対象外とする。
- ・無彩色 (N) については、明度 2 以上 9 以下とする。
 - ・色彩についてガイドラインを作成する。

(ウ) 工作物

事項	基準
高さ	・工作物の高さの最高限度の基準を 13 m とする。

(エ) 屋外広告物

事項	基準
色彩	・地色に原色を使用しない。 ・文字色は 2 色以内とする。
形態意匠	・原則として木製とする。
大きさ	・1 面 3 m ² 以内とし、かつ壁面広告の場合は壁面面積の 10 分の 2 以内とする。
位置	・屋上には設置しない。
その他	・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。

(注意) 屋外広告物についてはこの計画に定めるもののほか、屋外広告物条例の規定によるものとする。

他の施設は、(1) 景観計画区域の行為の制限を準用する。

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第2章で示した地域の景観特性にあるように良好な景観形成には屋外広告物の統制が不可欠であるため景観計画区域は原則として屋外広告物の掲出は認めないものとし、事情により屋外広告物を掲出しようとする個人・事業者・団体は、屋外広告物設置の申請を行うものとする。また、許可する場合は景観計画区域や景観計画重点区域について定める許可要件を満たすものとする。また、屋外広告物設置申請のない掲出物件の取り締まり等を含め屋外広告物設置申請の徹底を図り、指導勧告等により良好な景観形成に誘導するものとする。

なお、観光農園等の屋外広告物は、所属団体等において形状・意匠等を統一するよう指導するとともに交通安全等の広報用屋外広告物においても近隣の景観に配慮するよう調整を行うものとする。

また、屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限について、円滑な運用が図れるよう住民や事業者について広報等による周知や研修会の開催により合意形成に努めるものとする。

----- 行為の制限 -----

景観計画区域内は、屋外広告物の掲出禁止

屋外広告物設置申請により、許可要件に合致したものに掲出の許可を与える。

指導勧告により良好な景観形成に配慮した屋外広告物へと誘導

○許可基準

(1) 景観計画区域内

事項	基準
位置・形状	<ul style="list-style-type: none"> ・農村景観の眺望を損なわないものとする。 ・原則として周辺の屋根の高さを超えないものとし、屋上には設置できないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建物との調和を図り地色に彩度の高い色は用いないものとする。 ・下地や文字に反射材を使用しないものとする。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺の景観との調和を図るものとする。 ・表示内容は、原則として店名、名称、商号に限るものとする。ただし、案内を目的とするものは除く。
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・野立公告は、片面3㎡以内かつ両面6㎡以内とする。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に優れ、退色、剥離等の生じないものとする。 ・原則として反射素材は使用しないものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・野立て看板は、原則として照明を設置することは禁止する。ただし、案内表示などやむを得ず広告物等に照明を設置する場合は、点滅を伴わないものとする。

(2) 駅前・国道56号都市景観形成地区

事項	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色を含め色彩は3色以内とする。 ・野立広告のポール等の色を統一する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする。 ・回転灯は使用しない。
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・やむおえず設置する屋上広告及び突出広告は、堅固な構築物に掲示する場合を除き20㎡以内とする。 ・野立広告は片面3㎡以内かつ両面6㎡以内とする。 ・壁面広告は1面15㎡以内とし、壁面面積の10分の3以内とする。 ・屋上広告は建築物の高さの3分の2以下とする。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として屋上には設置しない。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告は地上から上端までの高さを8m以下とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として電柱広告は掲示、掲出しない。 ・店名表示を基本とし、メーカー等の商品広告の表示を控える。 ・原則としてのぼり旗広告等は掲示、掲出しない。 ・やむおえず設置する屋上広告は、原則として建築物1棟につき1個までとする。 ・原則として壁面広告は建築物1棟につき1個までとする。 ・野立広告は敷地内に1個までとする。 ・原則として自家広告以外の野立広告は設置しない。 ・案内用の野立広告は単独で設置しない。

(3) 文化交流拠点景観形成地区・大瀬成留屋景観形成地区

事項	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色に原色を使用しない。 ・文字色は2色以内とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として木製とする。
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1面3㎡以内とし、かつ壁面広告の場合は壁面面積の10分の2以内とする。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上には設置しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。

内子町景観まちづくり計画

～町並み、村並み、山並みが美しい、

持続的に発展する景観まちづくり～

平成20年9月

内子町

愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地

TEL 0893-44-2111（代表）

表紙の出典：吉田桂二「内子町街なみ環境整備助成事業推進資料」